

相続・贈与・事業承継が専門です。

今月のお知らせ

平成30年1月10日



明けましておめでとうございます。
本年もどうぞ宜しくお願い致します。

資産税NEWS

1

No. 142

THE PROPERTY NEWS
FROM KYOTO CERTIFIED TAX ACCOUNTANT COMPANY

今月の
Q&A

平成30年度税制改正大綱が発表されました。
影響の大きい項目はありますか。

自社株を会社に買い取ってもらうことは可能でしょうか。



確定申告到来！ご相談はお早めに！

確定申告・相続・遺言・生前贈与 等
無料個別相談会のご案内

随時
受付

事前予約制

京都税理士法人財産管理部では、この度「無料個別相談会」を開催いたします。
身近な税金（確定申告、相続、遺言、生前贈与、不動産賃貸経営、その他税金に関するご相談）に
ついて是非この機会にお気軽にご相談下さい。

日時

9:00-17:00 (土日祝除く)

※事前予約制です。
※担当者がおお客様のご都合に合わせて日程
調整させていただきます。
※相談時間は概ね30分～1時間以内で願
いしております。

特記事項

※ご相談は初回に限り無料です。
※効率よく相談を受けていただく為、相談
内容に関する資料などがございましたら
ご持参下さい。

<お申し込み・お問合せ先>

京都税理士法人 京都本社 財産管理部
☎075-693-6363
<お電話受付時間> 9:00-17:00
(土日祝除く)

場所

京都税理士法人 京都本社

京都市南区吉祥院九条町30番地1 江後経営ビル



【アクセス】

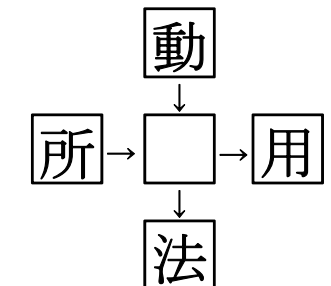
- JR西大路駅から徒歩5分
- 市バス202系統で西大路九条下車すぐ

今月の
クイズ
?

真ん中の□に漢字を入れて、二字熟語を4つ
作ってみましょう！
ただし熟語は矢印の方向に読みます。

- ①動→□ ②工→□
③□→法 ④□→用 の4つの二字熟語が出来ます。

※ 正解は次号資産税NEWSにて発表いたします。



※ 前号 (No.140 平成29年12月号) の解答は【球】でした。



お問い合わせ

Q

平成30年度税制改正大綱が発表されました。影響の大きい項目はありますか。

A

小規模宅地の特例の要件が見直しされます。



平成30年度税制改正大綱が先日発表されました。資産課税関係では、小規模宅地の特例の要件が見直しされます。

家族が住んでいた宅地、あるいは事業に使用していた宅地については、家族の生活や事業を守る観点から、宅地の評価額を減額する特例（小規模宅地の特例）があります。

小規模宅地の特例のうち居住用は、通常、被相続人と同居していないと要件を満たしませんが、家なき子については、同居していなくても小規模宅地の特例が適用できます。

家なき子とは、被相続人には配偶者がなく、相続人と同居していなかった被相続人の宅地を「持ち家に住んでいなかった相続人」が相続した場合には330㎡まで評価額を80%減額する特例です。

「持ち家に住んでいなかった相続人」とは下記の条件になります。

1. 相続人本人だけでなくその配偶者の持ち家にも住んでいないこと
2. 持ち家に住んでいない期間は被相続人が亡くなる前3年間を超えること

平成30年税制改正大綱で「持ち家に住んでいなかった相続人」の範囲から、下記①②に掲げる者が除外されます。

- ①相続開始前3年以内に、その者の3親等内の親族又はその者と特別の関係のある法人が所有する国内にある家屋に居住したことがある者
- ②相続開始時において居住の用に供していた家屋を過去に所有していたことがある者

持ち家のある相続人が、形式的にその持ち家を親族などに売却し、そのままその親族名義の家に住み続けることにより、自身を家なき子に該当させ、特例適用後にその親族から持ち家を買戻すようなケースが考えられ、節税スキームを封じるための改正となります。

上記の改正は平成30年4月1日以降に相続が開始される場合に適用されます。



税理士 江後慎太郎

Q

自社株を会社に買い取ってもらうことは可能でしょうか。

A

可能です。
「金庫株」とも呼ばれています。



自社株を発行法人に売却することが出来ます。

オーナーが所有している株式の一部を買い取って欲しい、弟が持っている株を相続されては困るから会社で買い取る、少数株主が所有している株式を買い取ってしまいたい・・・使用する場面はいくつかあります。

注意点です。

①決算書上の配当可能利益までしか購入できません

むやみやたらと金庫株には出来ません。
会社の配当可能利益までが購入できる範囲になります。

②売主の課税問題に注意！

オーナーが金庫株にする場合、多額の税負担になる可能性があります。
株式の売却だから売主の税金は「(売却価額 - 取得費) × 20% (復興税除く)」
と考えがちですが**違います**。
会社の資本金等の額（=もともとの額面金額の場合が多い）をこえる部分は株式の譲渡所得ではなく、配当所得とみなされます。
会社から株主にお金を渡す行為なので税務上配当と考えているのです。
配当となりますと、売主は20%の税率ではなく、累進税率が適用されます。
つまり、所得の多いオーナーであれば最高55%の負担もあり得ます。

このようにオーナーが金庫株にする場面では売主の税負担に注意しましょう。

また、この税負担を軽減する特例があります。
相続後、相続税を支払った相続人が金庫株にした場合には、累進税率ではなく、株式譲渡の20%の税率で良いというルールがあります。
相続後3年10か月以内に限りです。

相続税の納税資金を捻出したい場合には使い勝手が良い特例です。



課長 牧本